

中村京太郎と点字投票運動

—『点字大阪毎日』の論説と記事を通して—

森 田 昭 二*

I. はじめに

吉野作造の民本主義などを中心とした大正デモクラシーは、多くの市民に新しい人権意識を目覚めさせた。その大正デモクラシーの流れに沿って普通選挙運動¹⁾にも新しい動きがみられるようになる²⁾。普選運動の支持層は、日露戦争前においては東京の小市民層に限定されたものが、戦後非特権資本家層、中小商工業者層を加え、いまや広範な青年インテリ大衆にまで拡大するに至った。それは、市民的基盤の上に立って啓蒙運動より要求運動へと転化する動きをみせはじめるのである。

その動きに触発されるように盲人たちの間にも新しい市民権の獲得の動きがみられるようになり、それが点字投票公認運動として展開されるようになる。その要求された点字投票は、1925（大正14）年5月の「衆議院議員選挙法」改正、翌年1月の同法施行令の公布によって承認されることとなる³⁾。そして、点字は、選挙において公式文字と認められ、初めて市民権を得たのであった。そこで、1928（昭和3）年の第16回衆議院議員の選挙で点字投票が初めて実施されたのである。この公認の点字投票は、現在にあっても世界にも稀なる制度であって、「日本訓盲点字」が制定されて⁴⁾から24年目を迎えていたが、このことは、盲人の教育と福祉にどれほど大きな影響を及ぼしたか計りしれないものがある。

ところで、この点字投票公認運動は、盲人界の各団体が取り組んだが、これに大きく寄与したのは、『点字大阪毎日』⁵⁾であった。その主筆として中村京太郎の果たした役割は大きい。中村は、それとともに、その後の点字投票の徹底にさらに

尽力した。そのことに触れた先行文献はいくつか挙げることができる。まず、『毎日新聞の七十年』の「特殊新聞と各種出版物」に収録された「点字毎日」の項で簡単な記事を見ることができる。鈴木（1969）では資料を含めてかなり詳しい解説が施されている。その内容はほぼ同じであるが、阿佐（1987）は、『点字大阪毎日』の主筆となった中村が点字の普及がなによりも大事だと考え、一方において点字教科書の出版に意を注ぐとともに、他方、点字投票などを通じて点字の普及に努めた点を指摘している。そして多くの事業を行ったが、その主なものに「懸賞文の募集」「盲学生体育大会」「盲学生弁論大会」「点字教科書の出版」と併せて「模擬点字投票と普選演説会」を挙げている。

本稿では、1920年代に中村京太郎が我が国の近代盲人福祉史の上に残したその業績を明らかにするためにその業績の一つである点字投票運動を取り上げる。この研究の目的は、点字投票運動を通して見られる彼の思想や行動が現代に繋がる意義を明らかにすることであるが、そのために、先行文献にはあまり重点的に取り上げられていない差別と人権の視点から再検討し、考察を進めていくことにする。研究の方法としては、『点字大阪毎日』から、点字投票公認運動に関する彼の論説を拾い出し、その取り組みを整理することを主とするが、それは、中村の点字投票に関する論説が、『点字大阪毎日』誌上において展開されたからである。

差し当たって中村の半生を概略しておこう。中村京太郎は、1880年に静岡県に生まれた。生まれつき弱視であったが、早いうちに全盲となった。東京盲啞学校を卒業すると、欧米を視察してきていた小西信八校長によって抜擢され、盲人として

キーワード：点字投票・『点字大阪毎日』・中村京太郎
*関西学院大学大学院人間福祉研究科博士課程後期課程

は第1号となった普通科教員に採用された。正則英語学校で英語を学んだのも盲人としては初めてのことであった。好本督の援助を受けて英国へ留学したが、全盲の留学生としては最初の人でもある。留学から帰国した後、一時、同愛訓盲院で教鞭を執ったが、退職して後、点字新聞『あけぼの』を出し、また、「盲人キリスト信仰会」を設立して盲人に広く信仰による自律と自尊の精神を植えつけ、盲人の文化の向上に尽くした。

1922年に、招かれて『点字大阪毎日』の主筆となった。本間一夫は中村を評して「中村京太郎は、我が国盲界の先覚者の中でもその筆頭に置かれるべき人であろう」と言っている。さらにつづけて「中村は、第一に敬虔なクリスチャンであり、第二に優れた文筆の人であり、第三に活発な国際人であった。中村と言えば『点字毎日』を、『点字毎日』と言えば中村を思い出す人は、今なお少なくないと思うが、大正11年、請われるままにその主筆を引き受けたのも、その後『関西盲婦人ホーム』の創立に深く関わったのも、人間は神の前にはみな平等でなければならない。盲人だけが取り残されては神に申し訳がないという中村の強い信仰と固い意志とによるものであった。主筆としてのその筆は、必ずしも鋭いものではなかったが、『点字毎日』巻頭の一文は常により高いものを目指し、物事の明るい面を強調して、読む者の心にともしびを灯し続けたのである」（本間1987：3）と、中村の本領を生き生きと描いている。このように中村は、『点字毎日』によって盲人の地位と文化の向上に大きく寄与したのであった。

II. 点字投票公認に至るまで

論を進めていく上で、まず、点字投票公認運動の小史と中村京太郎を支えた「大阪毎日新聞社」関係の活動を整理しておきたい。

点字投票を遡ってみてみると、1913年に、岡山の市会議員の選挙にあたって点字投票があり、また1922年には大垣市の市議選でも点字の投票があった。翌1923年には、岐阜県の県議選で、岐阜市や飛騨高山において点字投票を行った者があって、開票に当たって、点字は文字や否やの議論が行われ、あるいは無効、あるいは有効の判定が

下されている⁶⁾。1923年は、それまでの厳しい制度、選挙法に対して普通選挙の実現を求めるいわゆる普選運動が喧しい年であった。盲人の間でも、参政権に対する意識が高まるなかで、名古屋を中心とする盲人団体が、点字投票の有効性を叫んで、この普選運動にうまく合流して運動の口火を切った⁷⁾。これが、全国的な盲人運動に広がっていき、また、「大阪毎日慈善団」が、国や全国の自治体の首長宛に点字の一覧表と点字投票の記載例を作成して、配布するなどのこともあり、遂に、普通選挙法の制定とともに点字投票の有効性を獲得するまでに至ったのである。

しかしこれは、あくまでも衆議院議員選挙においてのみ適用せられたもので、地方議員の選挙には、内務省は「現行の府県制や市町村制には点字を文字と看做すという特別の条項がないので、それを有効とは認め難い」と、従来の姿勢を変えなかった。そのため、その直後に行われた市町村会議員選挙では、点字投票を無効とするところが多く出た⁸⁾。そこで、普通選挙法が公布された後の1925年5月26日、大阪において、近畿盲人団体と盲人文化協会設立委員が共催し、『点字大阪毎日』の後援による「普通選挙実施と点字確認記念全国盲人大会」が開かれた。全国から約150人が参加し、「①点字普及の徹底、②道府県・市町村会選挙に点字投票の有効、③全国の鍼灸按摩マッサージ試験に点字を採用」等の要項を盛り込んだ大会決議を採択した。このような盲人の運動によって、1926年の国会で、地方議会選挙において点字投票が認められない問題が取り上げられた。かくて、府県制・市町村制の改正案が政府提案され、点字投票を盛り込んだ法律が、同年6月に公布された。

そして、1926年9月3日、法的に認められた点字投票が日本で初めて静岡県浜松市の市議会議員選挙で行われたのである。『点字大阪毎日』（226、1926・9・9）によると、「盲人有権者51人中、点字投票した者は39人。全て有効となった」と報じている。

III. 「大阪毎日慈善団」と『点字大阪毎日』

1. 「点字投票講習会」

「大阪毎日新聞社」が、点字投票公認の実現と、

その後の実施の上に果たした役割と、それに尽くした援助の大きさは特筆されてよい。その中心となったのは、「大阪毎日慈善団」と『点字大阪毎日』であった。ここでは、それらの点字投票公認後の活動を整理しておきたい。『毎日新聞社社会事業団五十年史』は、「衆議院議員選挙に、点字投票の公認が、多年に亘り要請されながら、開票所にこれを解説し得る者がいないということで、いつも無効とされていたので、本団は、大正15年の総選挙に、全国の開票所宛『点字読み方一覧表』を送った。次の議会で、遂に点字投票の有効なことが認められ、本団の数年に亘る努力もここに報いられたのであるが、これに対処するため本団は、昭和2年9月12日大阪中ノ島中央公会堂で『点字投票講習会』を開いた。参会の盲人約一千名、うち投票数は五百票に上った。同様の講習会を昭和3年、東京でも開いた。また普選に伴い、点字投票を一層効果あらしめるため、点字の墨字と点字の双方を印刷した『点字読み方一覧表』を作成して、全国の市町村と一般希望者に、総数四万数千部を送った」（毎日新聞社会事業団1961：142-143）と記している。この記事は、点字投票が公認された直後のその活動のあらましを述べている。

「大阪毎日慈善団」は、1927年9月12日に、「点字投票講習会」を開催したが、その模様を『点字大阪毎日』の主筆中村京太郎は、『帝国盲教育』に、次のように述べている。少し長い引用になるが、中村の企画力がうかがえる貴重なものであるので、労を厭わず見ていくことにしよう。

（前略）この、盲人に与えられた最初の点字投票を、最も有意義に行使せしむるため、我が「大阪毎日新聞社」は、9月12日午後零時半より、大阪中之島中央公会堂に於いて、模擬点字投票と普選講演会を開催した。表玄関の大溜りを投票所となし、正午前より押しかけた盲有権者は、まず受付で投票用紙を貰い、受付の左右に設けられた十ヶ所の投票記入所に至り、そこで、大阪府庁より貸与された投票用点字器によって、おもいおもいに、候補者伊藤博文、大隈重信、原敬、板垣退助、加藤高明などを記入し、中央の投票箱（実物）

に投票して、会場に入る。定刻前に来会者千余名、久宮佑子内親王殿下御生誕を寿ぐ万歳の声をもって開催された。

- 一、開会の辞 大毎事業部助役・世川憲次郎氏
- 二、普選になるまで 大毎事業部長・伊藤金次郎氏
- 三、普選の話 大阪府警察部長代理・横関警部補
- 四、盲界の前途 『点字大阪毎日』主筆・中村京太郎
- 五、点字投票に就いて 大阪府吉田地方課長

一方、投票所では午後2時投票締切。大阪市立盲学校の奥村・沢井・久保、天王寺盲学校の高木四教諭を開票立会人に委嘱して、厳密に開票した結果は、次の如し。投票総数487票 有効投票 384票 氏名を正確に書けるもの 281票 推定により有効なるもの 103票 無効投票 103票 何人たるや確認しがたきもの 45票 候補者にあらざるもの 24票 白紙 16票 他字記入 16票 二人以上の候補者名を記入せるもの 4票。次に仮候補者の得票は、原敬 111票 伊藤博文 106票 加藤高明 69票 板垣退助 55票 大隈重信 43票。当日は、八田大阪府特別高等課長始め多数の選挙関係者が来会して、熱心に点字投票の実況を視察した。かくて午後5時、盛会裡に閉会した」（中村1927：27）

以上のようにこの資料から、模擬点字投票・会場の設営と器具などの準備・動員力など、その一つ一つをとってみてもよく考えられた企画である。

この前後、各地において点字投票のための講習会が盛んにもたれたことを『点字大阪毎日』は報じている⁹⁾。

2. 「盲人文化講演会」と「模擬点字投票」

点字投票は、その実施後の地方選挙においても、また総選挙でも実績を上げるまでには至らない状態が続いたため、そこで、「大阪毎日慈善団」では、盲人に国民的権利と義務を遂行させ、かね

て盲人を教化、啓蒙する目的で、『点字大阪毎日』と協力して、1932年2月8日から13日まで、毎日午後1時から、奈良、姫路、堺、京都、大阪、神戸の各市で、「盲人文化講演会」と「模擬点字投票」を行った。講演会の講師には、「毎日新聞社」顧問・文学博士 谷本富、「大阪毎日慈善団」顧問 生江孝之、「毎日新聞社」満州従事記者 横田高明、「大阪毎日慈善団」幹事 中村三徳、同主事 村島帰之、『点字大阪毎日』主筆 中村京太郎各氏が当たり、点字講習の指導には、大野、長岡両『点字大阪毎日』部員をはじめ、各地の盲学校職員と盲人界の幹部が当たった。点字の講習会では、盲人だけでなく、選挙係員や、普選を見越して点字投票を覚えようとする盲婦人も参加して、各地とも盛会であったが、模擬投票に入って、仮候補者に、塙保己一（盲学者）、杉山和一（管絃の工夫者）、山田斗養一（山田流箏曲始祖）の三検校を立て、点字投票の練習をしたところ、奈良と京都では塙検校、他の四ヶ所では杉山検校が最高点という興味ある結果が出たなどと、『毎日新聞社社会事業団五十年史』が記述する大がかりな講習会も持たれたりした。

IV. 中村京太郎と点字投票運動

1. 点字投票を求めて

点字投票運動を社会福祉史の上から取り上げる時、それは、二つの側面をもって見通さなければならない。一つは、普通選挙運動の一環として追究されなければならない側面であり、もう一つは、点字が盲人の文字として公認されるという側面である。上にも見てきた通り、この二つの面は、いったいとなるべきものであるが、それらの成立は、必ずしも同時に勝ち取られたのではない。

普通選挙運動の歴史は、例えば松尾（1989）などに詳しく論じられていて、点字投票運動に関しても、簡単ではあるが、一応触れられている。普選運動は、政治史の問題なのかもしれないが、社会福祉史では取り扱ったものがない。しかし、この運動に誘発されて、活発な運動を見せた婦人参政権運動は言うまでもなく、盲人たちによって繰り広げられた点字投票公認運動も、同時代的に起こった被差別部落の運動（水平社運動）や在日朝

鮮人問題などと並んで社会福祉史でも、差別と人権の視点から整理し、検討されなければならない運動なのではないだろうか。障害者福祉になると、福祉と人権の立場に立って山田（1987）に、当時の「大原社会問題研究所」がだしていた『日本社会事業年鑑』から引用しながら、点字投票公認運動についてのまとまった記述が見られる。

さて、盲人文化の側からも、川本（1928）や大河原（1937）、『世界盲人百科事典』（1972）、阿佐（1990）、また谷合（1996）などに適切な解説が施されている。すこし詳しいものに、本間（1987）の、多くの資料に触れた論説を見ることができる。最近、点字投票運動に関して、「点字は文字と看做す」という題で書かれた野原（2009）が、『点字毎日』に三回にわたって掲載された。これは、『点字大阪毎日』の記事を丹念に辿ってまとめられたものである。さらにそれを取り入れ、より広い視野で点字投票運動を論じた慎（2009）が、『視覚障害』に掲載されている。これらの先行文献を使って、点字投票公認運動の小史を「Ⅱ」の章にまとめた。

さてこの章では、点字投票の公認以後中村京太郎が点字投票に関して発言している論説に焦点を絞りながら、1922年の『点字大阪毎日』創刊号から、1928年までのものの中で、点字投票に関する中村京太郎の論説を拾い出し、彼の点字投票運動に対する意見に検討を加えたいと思う。なお、以下の『点字大阪毎日』の引用文で、谷合侑の監修になる『中村京太郎評論集 光よ照らせ』から引用した以外のものは、その点字の墨字訳は筆者の施したものである。

論を進めていくまず最初に、彼の考えが全体的に概観できると思われる「総選挙のあと」と題する一文を見ていくことにしよう。まずそれは、「物騒がしかった総選挙が済んで、吹き去った嵐の後の物静かさに返った。今日、我等の前に残された二つの対象、それは、点字に対する内務省の不都合かつ不穏当なる態度と、我が『大阪毎日』の所論であった。ことは、選挙の形式に関する一小問題に過ぎないが、しかしながら、我が国盲界の文化の上に大なる影響を齎すべき重要な一社会問題であることは言うまでもない」という書き出しから始まっている。ここで言う「我が国盲界の文

化の上に大いなる影響を齎す重要な社会問題」として点字投票という「選挙の形式」を真っ向から取り上げ、「点字を以ってする投票を認めよと言う要求が、近来我が盲人の間に強くなってきた。我等は、なに故に盲人の有する意思発表の方法が、目明きのそれと同じように認められないかを、寧ろ不可解とする者である。聞くところによれば、選挙法に掲ぐる、選挙人は被選挙人一名の氏名を記載して投函すべきと言う箇所に対し、盲人の点字は、型を用うるもので、記載には合わぬという反対がある為だとのことである。けれども、我等は、記載という字義を狭義に解釈することを妥当ではないとするばかりでなく、その故に盲人として当然有する権利の行使となさしめないことを甚だしく不合理、不公平と信ずる」と、その問題の所在を整理して示している。つづけて、この問題の核心に触れて言う、

盲人の用うる点字は、今日では盲人の文字として広く認められている。現に数年前から、宮中新年勅題に点字を以って和歌の詠進をなすことは許され、また、県会議員の選挙には、これを認めた件が二、三回、大阪では、郵便ハガキの表書きに点字を用いても配達されている。（中略）かくの如く、点字は既に盲人間に用いらるる唯一の文字として一般に承認され、故に、かつ彼等をして権利行使の機会を逸せしめざる便宜の方法さえ案出されている。今日、無下に点字投票を無効なりとするは、国民選挙の精神を無視するのみならず、人間に対する甲斐なき護謨人形の処置と言わなければならぬ。殊に近来、できるだけ選挙権の広く行使されることを期する精神に於いて、記載の文字に就いても、ローマ字を承認し、または氏名いづれを記しても可なりとする解釈さえ行われんとする時、点字のみを認めざるはあまりに没常識と言わなければならない。また、判読等に不便あるは争われにくいだが、それは、訓盲院関係者等をして取り扱われれば、さほどの困難はないと思う。何れにしても、単に取り扱いの不便の為に等しく他の負担に任じ、知能に於いても具眼者と異ならざる人々すら事実上参政権を奪

い去ることは、現代に於いて容認し難き不正のことである（「総選挙のあと」『点字大阪毎日』1924年5月15日）

1924年5月に行われた第15回衆議院議員総選挙は、立憲政友会・憲政会・革新クラブのいわゆる護憲三派が圧勝し、「憲政会」の加藤高明が首相となった。そうして、普通選挙法の成立に向けて一層の機運が盛り上がった。この時、投票用紙に記入する文字としてローマ字が認められている。しかし、結果的には普選法は実現せず、点字投票も、内務省の「選挙法に点字は文字として認められていないため、点字による投票は有効とするには至らない」という見解によって、その権利を獲得することはできなかったのである。上の文章は、こうした背景のもとに書かれている。点字投票を認めないことに反論するこの論説は、その反駁するポイントとして二つを挙げている。

まず一つは、現在も盲人の文字として点字は十分社会に通用しているということ。二つめは、投票に当たって盲人の文字として点字を認めないことは、国民選挙の精神を無視することであり、それはそれだけにとどまらず、盲人を甲斐なき護謨人形同然の扱いをするに等しいと言うのである。この二点を明白にして、点字投票を認めないことは、盲人に及ぼす重大な社会問題と断じている。点字は、型を使うから文字とは認めがたいなどという理由はとるに足らぬ問題で、寧ろそれよりも、知能において具眼者と何ら劣ることのない盲人までも政治参加が妨げられることこそ大問題だとする彼の論説の根底には、『点字大阪毎日』の創刊に当たって草した「発刊の言葉」で、「盲教育が発達し、盲人の自覚せる欧米には、今日、普通人と盲人との差別ほとんど撤廃せられ、盲人は、学芸に実務に、その他社会各方面において普通市民と肩を並べて活動しているのであります。悲しい哉、日本にはまだ盲人は自己の力に目覚めず、社会もまた盲人に対する人道的観念薄きため失明者は全く廢人としての取り扱いを受けている有様です。真に文明国としては一大恥辱であります。『点字大阪毎日』は、この恥辱を拭い去る文化的戦士として世に出でたのであります」『点字大阪毎日』1922年5月21日（中村1998：3）と宣言したその

精神が熱く滾っている。

総選挙を挟むその一ヶ月半前の『点字大阪毎日』百号記念号の「光よ照らせ」という一文でも、中村は、「無論、十万の盲人中、実際点字を使用している者が幾割、いま点字投票の如き、今日のごとき有様でははなはだ怪しい。且つ頗る覚束ない。点字投票の認められる暁、「御免なさい。日本の盲人は、まだ点字を知りません」では誤魔化されぬ。「盗人を捕らえて縄をなう」馬鹿者を笑う資格が我々にあるか。わが『点字毎日』が方針とせる幾戦士の苦心と努力とは、また実にここにあらねばならぬ。今後一層同志を糾合し、力を合わせ、ところを一つにして、社会の無知と偏見とに対し大いに戦いを挑むべく我々の準備はできた。立てよ、進軍のラッパが響く」『点字大阪毎日』1924年4月3日（中村1998：9）と書いていることも呼応する。「総選挙のあと」は、主に社会の「人道的観念」に訴えたものであり、「光よ照らせ」の文は、専ら盲人に「自己の力への目覚め」を促している。

2. 点字投票公認後

1927年に入って、中村は、『点字大阪毎日』に「評壇」の欄を設けて、己の意見を堂々と表明する姿勢を明確にするようになった。幅広く、時宜に合った、さまざまな問題を取り上げているが、その中で、この1927年は、点字投票に関する意見が、総選挙の行われた翌1928年とともに一番多く見られる年である。それは、この年の9月に、初めて点字投票を認める府県会議員選挙が行われることとなったからである。

それらを順を追って見てみると、9月1日に出た「いま一足」で、「普通選挙による府県会議員選挙期日は愈々目前に迫った。点字投票によってその府県の民に我々盲人がいかによく、かつ正しくその義務を行使し得るか、その最初の全国的バロメーターが、全国注視の中に公表される日が遂に来た。ただ各地における盲教育者その他の熱心なる協力をもってして、点字普及運動は、いまだ十分に徹底されない以上、我等は、最後の五分間まで最善を尽くすほかに道はない。然り、いま一足の努力を以ってあらゆる方法を尽くし、もって国民の前に恥ずることなき成績を期せねばなら

ぬ。「あれほどやかましく求めておきながら、さて、認められるとこの通りだ。彼等の要求というものも、結局真面目になって聞くほうが野暮だ」というようなことになりはせぬか。否々、そんなことのないようにせねばならぬ」『点字大阪毎日』1927年9月1日（中村1998：14）。と、さし迫った府県会議員選挙に臨む盲有権者たちへの憂慮を吐露するとともに、その対策のために最後の最後まで、『点字大阪毎日』が中心となって努力しなければならないことを表明している。それは、当時、点字が使える者は、盲学校の卒業生ぐらいのもので、点字の普及こそが急がなければならない問題であったのである。それに加えて、盲人に公民意識の徹底を図る難しさもあった。

翌週の8日の「社告」は、中村によって企画された「模擬点字投票の講習会」の予告である。それは、会場を大阪中之島中央公会堂とし、日時は9月12日正午より。その「社告」で中村は、点字投票は、実に世界に於ける最初の試みであり、盲人にとっても、また初めての体験であると同時に、これを取り扱う役人たちは、点字書き方の規則や習慣に対して殆ど未知であり、かつ選挙に関する諸規定はもともと点字のためのものでないということから、完全なる清き一票を容易に誤って、死に票となる危険がある。そこで、予め役人側の立会いを求め、これを实地に行おうとするものであると言っている。この「模擬点字投票講習会」というのは、前章の「Ⅲ. 2」で引用した「模擬点字投票と普選講演会」のことで、中村が、1927年10月20日発行の『帝国盲教育』に書いたように、一応の成果を挙げた会であった。府県会議員選挙を目前にして、時宜に合った講習会であった。それよりも何よりも、まだ一度も経験されていない点字投票を、役人立会いのもとに本番そのままに実施してみせるというこの企画力は、大方は、中村のアイデアから生まれたものであったようである。これは、この後各地で行われた「模擬点字投票講習会」のモデルとなった。

しかし、この「模擬点字投票講習会」は、中村に否応なく盲有権者の現実を見せ付けることでもあった。講習会のあった翌々週の『点字大阪毎日』の「評壇」では、早速に「点字投票の成績」と題する一文が見られる。「国民として我々が、国家

の政治に関与するただ一つの、重要な義務を果たさんために、認められた点字投票の行使は、いよいよ実際に試みられる時がきた。いまだ義務教育制すら実施されぬ日本の盲人に、果たして国政に参加し得る能力ありや。地方行政に与る実力ありや否や。程なく各府県より公表される統計の数字が、国民の前にこれを物語るであろうと同時に、我が国の盲界の正体が社会に曝け出されるであろう。果たして国民の予想を裏切ることなく、完全なる投票によって我々がこの重要な義務をよく果たし得るや否や。これを、過日の本社主催『模擬点字投票』の結果を見る時、多少の心細さを感じぬわけにいかぬが、この場に及んで我々の取るべき唯一つの手段は、やはり誠をもって事に当たるにある」『点字大阪毎日』1927年9月22日（中村1998：15）というこの文章には、点字投票の実現の喜びよりも、いまだ義務教育制から漏れている盲人の現状に寄せる苦渋のほうが先立っている。盲教育界に先導的な立場でいた川本宇之介は、「盲人の社会的地位」として次のように言う。「盲人の社会的地位を考察すると、直ちに考へつくことはいふまでもなく、点字投票の有効になったことである。之れは盲人諸君の多年の希望であり、絶えざる奮励努力の賜物であると思います。（中略）今や盲人も明かに名実共に公民として立派な意思表示を出来るに至ったのであるから、之からは学校教育に於て将又社会教育に於て共に大に公民教育の意義を其の教育内容に徹底させ、立派なる公民たる資質を有するものたらしめねばならない」（川本1928：185）と言っているが、こうした意見と比べれば、当事者としての中村の思いが察せられよう。

3. 点字投票が公認された初めての総選挙

1928年2月20日に、点字投票が公認された初めての総選挙が行われた。すでに前年に府県会議員選挙で点字投票は実施され、経験済みだったとはいえ、国政を決めるかぎをにぎっている総選挙は、本当の意味で盲人にその真価が問われる機会でもあった。総選挙が目前に迫ってきた1月26日の「評壇 総選挙」では、「衆議院は遂に解散された。普選法18条により、その法定期限たる三十日以内、即ち2月20日を以ていよいよ総選挙が

施行されることとなった。顧て、去年の府県会議員選挙に於ける点字投票の成績は、決して遺憾の点がなかったとは言い得なかった。いまや全国注視の中に、我等盲人も立って、点字によって国家のために各自貴重なる一票を投じ得る最初の機会が来た。完全に国民的重大義務を果たすために我等は最後の努力を求む」『点字大阪毎日』1928年1月26日（中村1998：26）と、あらためてその「国民的重大義務」を果す点字投票一票の意義を強調する。

さらに次の「点字投票」の一文は、この点字投票公認運動にかけた中村の心底からの吐露と言っているであろう。「我が国憲政史上最も特筆すべき新選挙法の下に施行される最初の総選挙は、ここ十日の後に迫ってきた。彼の誤れる政治の下に、盲人も一人前の国民として認めなかった不当なる事実を見て、我が社は、夙にその非を鳴らし、眠れる天下の世論に訴えること一再ならず、遂に今日に到達し得たことは、唯に盲界のためにとどまらず、実は一国の大いなる政治である。ただ点字採用百年の歴史を有する欧米の盲界に比し、近年目覚めたばかりの我が国盲界は、無論まだ政治的訓練は出来ていないことは覆うべからざる事実であるが、我等は十分に普選の精神を尊重して、眼前の利欲に惑わされず、また私のために囚らず、真に国家のために清き一票を投ぜんことを覚悟しなければならぬ。この一票によって国家を立たせ、また倒すことを知らねばならぬ」『点字大阪毎日』1928年2月9日（中村1998：28）と、堂々たる論調を見せている。今日の我々の眼から見ても、民主政治に対する彼の高い見識をうかがい知ることができる。特に、「彼の誤れる政治の下に盲人を一人前の国民として認めなかった不当なる事実を見て、我が社は、夙にその非を鳴らし、眠れる天下の世論に訴えること一切ならず、遂に今日に到達し得たことは、唯に盲界のためにとどまらず、実は一国の大いなる政治である」と言っているのは、当時の差別社会に対する発言として注目してよいであろう。

この総選挙では、5,459票の点字投票があったことを、『点字大阪毎日』（313, 1928・5・10）が報じている¹⁰⁾。さて、総選挙後の「評壇」では、3月8日の「真剣重大の時」で、昭和維新は政治

改革から始まると言っているが、この文章を最後に、点字投票に関する論説は誌上から見られなくなる。

以上、中村京太郎の点字投票に関する論説を、主に点字投票公認後のものを取り上げて、検討を試みたのであるが、無論、公認前の彼の活発な活動を見逃しているわけではない。『点字大阪毎日』という我が国の盲界を導く週刊誌を通してなされた中村の点字投票に寄せる情熱は、多くの盲人にその市民意識を目覚めさせたことは言うまでもない。先に引用した「総選挙のあと」に見られる点字投票に関するその意見が、ゆらぐことなく貫かれている。言うならば、盲人における正当な選挙権の行使は、盲人の使用する文字である点字によってのみなし得るのであるとする彼の固い信念、それが実現して初めて盲人が普通の市民と肩を並べて生活していくことができるようになると、彼の考えは一貫している。そうして、差別のない社会が実現してこそ文明国として他に恥じない国家となるのだ、点字投票はその第一歩なのだとする彼のおもいを、彼が書いた点字投票に関する論説の数々から読み取ることができる。断るまでもなく、この実現に盲人の側にその覚醒と一市民たり得る努力が伴うことを中村は、当事者の立場から深く心に刻んでいる。

V. 「まとめ」に代えて——中村京太郎の点字投票運動以後

1932年1月7日に発行された『点字大阪毎日』の巻頭言は、「新年のことば」と題するもので、その中で中村京太郎は、『点字大阪毎日』も、創刊以来十一年を迎えたことを言い、過去十年間に、我が『点字毎日』が盲界のために何を為したかと顧て、まず盲学校令の公布促進、点字教科書の刊行、点字投票の確認（ママ）、点字の普及、盲人の福祉増進、失明防止等々、盲人文化のために些か貢献して来たことを挙げている。さて、『点字毎日』の主筆としての中村の活動を推進していった車の両輪とでも言うべきものは、盲教育の向上と点字の普及であったということができよう。それに合わせて彼は、盲人の地位の向上を願い、一般市民としての差別なき生活を求めて点字

投票公認運動に取り組んだことが分かる。彼を点字投票公認運動に駆り立てた大きな力となったものは、盲人も神の前には人として平等でなければならぬというキリスト教への深い信仰心であった。それとともに、中村には、欧米文化に触れた広い視野と識見が伴っていたのである。しかし、この点字投票は、今日から振り返って見るならば、必ずしも中村が取り組んだほどには成果は上がっていない。否、その重要性さえも薄らいできている。それは、点字普及運動の難しさを物語っている。今日、点字習得が困難な中途失明者が盲人の大半を占めるようになってきた現状において、投票には、点字によらなくてももっと他の手段が講じられ、パソコンを使ったやり方なども考え出されてきているし、むしろ問題とされることが、秘密の保持や、政見などの情報提供といった権利保障に関心が向いている。それはそうであるけれども、点字が市民権を獲得するに力のあった中村の行動は、それとして十分評価されなければならないであろう。

上に見てきたように、総選挙のあと、「評壇」からは点字投票に関する論説は見られなくなった。それは、点字投票の公認と、その実施ということで、一応の結末を見たものとしてこの問題に対する論説を書かなくなったのであろうが、点字の市民権獲得は、さらに新しい社会権への拡大に彼を向かわせる一連の動きを示唆する。好本督は、『中村京太郎伝』の発刊に寄せて、「中村先生が生涯をかけた事業は勿論『点字毎日』でありましたが、（中略）中村先生が『点字毎日』以外に持たれた大きな関心と事業は、盲婦人の福祉に関することでした。先生の援助によって始められた西宮盲婦人ホームは、貴殿（筆者注——『中村京太郎伝』の著者鈴木力二をさす）もご存知のように現在日本におけるこの種のものとしては最大のホームであります。亡くなられる少し前に、先生が着手なさった最後の仕事は、盲婦人に対する通信教育でした。当今は政府も他の機関も種々の方法で盲人の援助を行なっていますが、可能な限り盲人がひとり立ちできるように援助するのが、常に最上の方法です。そのためには良い教育こそ必須のものであります」（好本1969：5）という、中村の最もよき理解者であったそのことばが中村のそ

の後を示してくれている。盲女子の問題に関わって始めた、ここでいう西宮盲婦人ホームというのは、越岡ふみとともに立ち上げた「関西盲婦人ホーム」のことである。このことについては今後の課題としたい。

これに関連して、中村が、男女の平等に対する考えを述べている一文を挙げておきたい。『点字大阪毎日』1926年9月2日発行の誌上に掲載された「男女同権」という文章は、中村の平等思想が端的に示されている。「妻が夫に対し貞操の義務があると同時に、夫も妻に対して貞操の義務がある」という判決を、最近大審院が下した。これは、大審院長横田博士の開いた新判例であるが、これによって今まで単に道徳上の問題であった『夫の貞操』が法律化されたことになる。兎角、男たちに都合よく作られていて、女に不利であった法律が、男にも女同等、それを犯した場合適用されることになったことは嬉しい。かように男女の間の差別が取り除かれたと同様、盲人と目明きの間に設けられた差別も取り除かれねばならぬ」と、法の上の平等を謳っている。これは、はっきりとした人権思想である。中村は、これにつづけてさらに言う。「盲児なるがゆえに義務教育が免除され盲青年なるがゆえに高等教育の門が閉ざされ、盲人なるがゆえに準禁治産者にされ得るなど、兎角社会は目明き本位である」（「男女同権」『点字大阪毎日』1926年9月2日）と、盲人のおかれた現状を、制度の上からも鋭く批判するのである。こうしたことから、中村の目指すものが奈辺にあったかがよく分かる。それは、今日いう「障害者の完全参加と平等」にほかならない。

※本稿は、大正・昭和初期を対象とするため、当時一般に用いられた「盲人」の語を使用している。引用文中に限らず、全体の統一を考えて使用した。

【注】

1) 普通選挙運動はいろいろな経緯をたどったが、いわゆる普通選挙法の制定で、その結実を見た。それによって選挙権は大きく拡大されることとなった。それまでの選挙権は、一定額の国税を納める者に付与されたが、同法の制定によって納

税の条件は撤廃された。即ち男子25歳以上の者には納税の有無に関わらず選挙権が付与されたのである。ただし婦人の参政権は認められなかった。

2) 松尾（1989：108-115）を参照。

3) 1925年5月5日、衆議院議員選挙法改正法律（いわゆる普通選挙法）として制定され、公布された法律第47号「衆議院議員選挙法」において、その第28条で「投票に関する記載に就いては、勅令を以って定むる点字は、これを文字と看做す」とされた。その勅令は、1926年1月30日に勅令第3号「衆議院議員選挙法施行令」として発布され、その第21条に「衆議院議員選挙法第28条の規定により、盲人が投票に関する記載に使用することを得る点字は、別表を以ってこれを定む」と規定された。その別表には、点字の一覧表が掲載されていて、五十音、濁音、半濁音、拗音、促音、数字、そして数種類の記号が示されている。

4) 現在一般に広く用いられている点字は、フランス人のルイ・ブライユによって1829年に創案された六点式ブライユ点字である。我が国でも、このブライユ点字を日本語に合うように翻案されたものが用いられている。日本の点字は、1890年11月1日に東京盲啞学校において開催された点字選定会において石川倉次の翻案したものが採択された。「日本訓盲字」として制定された当時の点字は、五十音のほか、濁音、半濁音、数字、つなぎ符程度であったが、1898年には、石川倉次によってこれに拗音を加えられた。そうして、1901年に「日本訓盲点字」が官報5337号に公表されたのである。

5) 『点字大阪毎日』は、1922年5月11日に「大阪毎日新聞社」が創刊した週刊の点字新聞である。1943年1月7日に『大阪毎日新聞』が『毎日新聞』と改題されたのを機会に、『点字大阪毎日』も第1078号から『点字毎日』と改題されて現在に至っている。

6) 1922年6月11日に発行された『点字大阪毎日』は、岐阜県大垣市の市議選で3票の点字投票があり、それが有効と認められたことを報じている。有効となったのは、『大阪毎日』が、点字新聞さえ出す時勢ではないかと糾弾した結果だったとも付け加えている。翌年、『点字大阪毎日』は、「点字投票 無効と有効」と題して、1922年9月25日に行われた岐阜県議選で、岐阜市に4票の点字投票があったが、①文字なるや、②自署なるや、③型に

はめて書いたものにあらずやの三点が疑問となつて、無効となったことを伝えている。同時に一方、飛騨高山で点字によるものが2票あって、有効と認められたことも報じている。

7) 1923年12月、愛知県において盲人の有志が集まって、「愛知県盲人点字投票有効期成連盟」を結成した。連盟結成後、盲人たちは、尾崎行雄等多数の代議士を迎え、名古屋で2万人規模で開かれた「東海普選民衆大会」に参加した。「点字投票を生かせ」と書かれたブラカードを持ち、赤襷をかけ、点字投票の実現を大々的に訴えた。そして、「盲人の点字投票を認めるように」との大会決議文を採択させた。

同連盟は、翌年1月、名古屋で約2千人の参加者を集めて「全国盲人大会」を開き、「点字投票有効誓願書を貴族院、衆議院の両院に提出し、全国に大運動を行う」と決議した。そして、「点字投票を生かせ」と記したビラを市内に撒くなどの活動を展開した。

その後、点字投票を求める団体を各地で結成し、点字投票の実現を広く社会に訴えたこの注を含め、点字投票公認に至る経過は、野原（2009）を参照して記述した。

8) 『点字大阪毎日』1925年4月23日発行は、「続々無効の点投」と題して、以下のような記事を載せている。まず福井県では、一昨年の県会議員選挙の際、知事から検討、無効の内訓があって、今回の市町村会議員選挙にも点投は問題になっているので、福井県鍼灸マッサージ連合会の田辺会長は、知事を訪問して種々陳情したところ、知事は個人的には、現在はまだ従来例により無効としたいと答えた。そうして大野町の選挙では、無効とされた。福井市の選挙は、目下見ものである。山口県当局でも、県下からの問い合わせに点投無効の旨を發した。松本盲人協会では、藤田松本盲学校長、遠藤協会長等を委員になさしめたところ、市長は、大いに賛成だが、県の意見を聴いた上で確答すること。栃木県栃木町の選挙は、去る14日行われたが、点投を無効にするとのことで、30余名の盲有権者は、慣れない手付きでいずれも鉛筆で投票した。大牟田市の盲人も、市会議員選挙に際し、点投有効運動を起こし、市長に陳情。

9) 『点字大阪毎日』1927年8月25日発行は、福井

県社会課が、福井県中鍼灸按撻護会の後援を得て、普選準備のため、22日から1週間ずつ県下各地で点字講習会を開催したという記事を掲載している。その他奈良県の高田町、各地の按摩組合で点字講習会がもたれたことなども報じている。同年の『点字大阪毎日』9月8日発行は、本社慈善団及び点毎主催の「模擬点字投票会」を始め、秋田県鍼灸マッサージ連合会でも近く模擬点字投票を行うこととなり、準備中であることを伝え、また、去月末、徳島市で開いた点字普及会の講習は好成績であったと言う。その他、茨城、北海道、鹿児島、彦根、松本などでも行われたことが知られている。

10) 『点字大阪毎日』が、各府県に問い合わせ、投票総数と無効投票数を発表している。それによると、点字投票総数は5,459票、その中で無効投票数は178票であったことが知られる。なお、和歌山県だけが点字投票数が不明と付け加えている。

【文献】

阿佐博（1987）『盲先覚者伝記シリーズ4 中村京太郎——目を閉じて見るもの』日本盲人福祉研究会。
阿佐博（1990）『日本の点字百年の歩み』「日本点字制定百周年記念事業」実行委員会。

「男女同権」『点字大阪毎日』225, 1926年9月2日。
「普選にあらわれた点投総数」『点字大阪毎日』313, 1928年5月10日。

本間伊三郎（1987）『源流を探る——大阪の盲人福祉』大阪府盲人福祉協会。

本間一夫（1987）「本書の刊行にあたって」『盲先覚者伝記シリーズ4 中村京太郎——目を閉じて見るもの』日本盲人福祉研究会。

川本宇之介（1928）『盲教育概観』盲人信楽会。
毎日新聞大阪社会事業団編集（1961）『毎日新聞社社会事業団五十年史』財団法人毎日新聞大阪社会事業団。

松尾尊兌（1989）『普通選挙制度成立史の研究』岩波書店。

中村京太郎（1927）「模擬点字投票と普選講演会」『帝国盲教育』7-2, 帝国盲教育会。

中村京太郎（1972）『中村京太郎評論集 光に向かって立て』大空社。

野原隆「点字と選挙(1)——点字は文字と看做す(上)」『点字毎日』4422, 2009年1月4日・(中) 4423, 1

月11日・(下) 4424, 1月18日。
大原社会問題研究所編（1923）『日本社会事業年鑑1923年』大原社会問題研究所。

大原社会問題研究所編（1925）『日本社会事業年鑑1925年』大原社会問題研究所。

大河原欽吾（1937）『点字発達史』培風館。
世界盲人百科事典編集委員会（1972）『世界盲人百科事典』日本ライトハウス。

慎英弘（2009）「点字投票権の確立——点字の市民権確立を(2)」『視覚障害』第252号、視覚障害者支援総合センター。

「真剣重大の時」『点字大阪毎日』304, 1928年3月8日。
「新年のことば」『点字大阪毎日』504, 1932年1月7日。
「総選挙のあと」『点字大阪毎日』106, 1924年5月15日。
鈴木力二（1969）『中村京太郎伝』「中村京太郎伝」刊行会。

「社告」『点字大阪毎日』278, 1927年9月8日。
社史編纂委員会編（1952）『毎日新聞の七十年』毎日新聞社。

谷合侑（1996）『盲人の歴史』明石書店。
「点投の喜び」『点字大阪毎日』226, 1926年9月9日。
山田明（1987）「日本における障害者福祉の歴史」『講座障害者の福祉1 障害者の福祉と人権』光生館。
好本督（1969）「『中村京太郎伝』発刊を聞いて」『中村京太郎伝』「中村京太郎伝」刊行会。

Nakamura Kyotaro and the movement of voting in braille

— Through editorials and articles of *Tenji Osaka Mainichi* —

Shoji Morita *

ABSTRACT

One trend of Taisho period democracy was an awakening to the human rights of blind people, and a movement to officially recognize voting in Braille. The House of Representatives Election Act was amended in May 1925, and was enacted by Imperial command in January 1926, thereby officially recognizing voting in Braille. The *Tenji Osaka Mainichi* newspaper played an important role in the success of this movement. This paper will address the role played by Kyotaro Nakamura, the editor of *Tenji Osaka Mainichi*, in the movement for voting in Braille. This will be achieved by examining articles which he wrote on the subject and discussing his thoughts and practical actions from the point of view of human rights and discrimination.

Official recognition of voting in Braille was impeded by both problems of civil rights and recognition of Braille as a form of writing. But Nakamura had a firm faith that the legitimate exercise of the right to vote by blind people could be achieved only through the form of writing used by blind people. Therefore it was natural that voting in Braille be recognized for blind people. However, Japanese society perceived blind people as disabled persons, and there was a lack of recognition amongst blind people themselves of their own capabilities. Nakamura declared his determination that *Tenji Osaka Mainichi* had to take action to fight against this prejudice and ignorance. Furthermore, he believed that the improvement of education for the blind (including the realization of compulsory education) and dissemination of Braille itself were vital steps towards voting in Braille.

Key words: voting in braille, *Tenji Osaka Mainichi*, Nakamura Kyotaro

* Doctoral Program, Graduate School of Human Welfare Studies, Kwansei Gakuin University